



市民フォトグラファー活躍事業 “通年型フォトコンテスト”

あなたのスキル 市の広報に活かしませんか

募集内容

広報さばえの表紙を飾る素敵な写真（市ホームページや観光パンフレットなどにも使用することがあります。）
※鯖江市の風景やイベントの様子など、直近に市内で撮影されたものに限ります。
※広報さばえの表紙に採用する写真は、広報月の前月1日（6月号ならば5月1日）までに応募のあった写真の中から秘書広聴課が選定します。ただし、応募のあった写真の中から必ず採用するとは限りません。

【募集期間】 令和4年4月8日（金）～ 令和5年3月1日（木）

賞

採用された写真の応募者に素敵な賞品（地場産品等）を差し上げます。

応募資格・方法

どなたでも応募が可能です。ただし、電子ファイルでの応募に限ります。電子メールに「応募用紙」と「写真」の電子ファイルを添付して、応募専用アドレスあてに送付してください。
応募用紙は、市ホームページ（右二次元コード）からダウンロードしてください。



←
市ホームページ

応募規定

- 原則として、タテ長で撮影したものであること。 ※広報さばえの表紙には、基本的にタテ長の写真を採用します。
- 概ね 3MB 以上 10MB 以下の電子データ（jpg 形式または png 形式）であること。
- 合成処理していないこと（トリミングおよび明るさ等の調整は合成処理に含みません）。
- 応募者本人が撮影したものであること。
- 著作権は撮影者に帰属しますが、応募いただく写真は、本市が事前連絡なしに無償で使用することに同意できるものであること。
- 著作物や人物が写り込んでいる場合、その権利（著作権、商標権、肖像権他、関連する権利一切を指します）について承諾を得たものであること（応募する前に必ずその著作物の権利者または被写体ご本人（18歳未満の場合は保護者）の承諾を得ること）。
- 他のコンテストなどとの重複応募ではないこと（ただし、本市が使用することに何ら制約等の影響がないものを除く）。

注意事項

- 第三者との間で権利（著作権、商標権、肖像権他、関連する権利一切を指します）侵害などの問題（紛争やその紛争の処理など）が生じた場合、本市は一切の責任を負いませんので、応募者が自己の責任と費用において問題を解決してください。
- 応募いただいた写真は、レイアウト等の都合上、事前の承諾なくトリミング等の加工を行う場合があります。また、観光PR等を目的とし、印刷会社等の第三者にデータを提供する場合があります。
- 使用期間は、応募された年度の翌年度末までとし、毎年1月末までに使用停止の申し出がない場合には、自動的に、使用期間を1年間延長します。